

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(11 月 28 日)
(第 26 号)

第
26
号
11
月
28
日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第26号

○平成29年11月28日（火曜日）

議事日程（第26号）

平成29年11月28日（火）午前10時開議

第1 議案第134号から議案第173号まで

〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

日程第1 議案第134号から議案第173号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西	健 司
書 記 (議事課主幹)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員長	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	降旗 道男
人事委員会事務局長	山口 武美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

11月22日までに受理いたしました請願4件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

（新 規 分）

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 41	(件 名) 私学助成について (要 旨) (国庫補助の充実) 1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現するよう求める。	津市上浜町一丁目 293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 濱田 典保 ほか20名 (紹介議員) 山 本 里 香	29年・11月

	<p>(県費補助の充実)</p> <p>2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現するよう求める。また私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現するよう求める。</p> <p>(理 由)</p> <p>私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。</p> <p>子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。</p> <p>しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> <p>特に現在、私立高等学校生徒への就学支援金は、低所得者世帯への加算措置により支援の拡充が図られているが、支援金の基準額が公立の授業料相当であるため、公立の大半は無償であるのに対し、私立では依然として学費を負担しているのが実情である。</p> <p>これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択し、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出するよう、また、小・中学校への県費の上乗せ、及び私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現するよう、ここに請願する。</p>	<p>岡野恵美 稲森稔尚 野村保夫 下野幸助 小島智子 吉川新樹 木津直樹 石田成生 大久保孝栄 山内道明 小林正人 長田隆尚</p>	
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 42	<p>(件 名) 国民健康保険の三重県単位化後も世帯の家計状況に十分配慮した保険料とすることを求めることについて</p> <p>(要 旨) 一、国保の県単位化後も世帯の家計状況に十分配慮した保険料とすよう求める。 一、「払える保険料」にするために、国庫負担の増額を国に要請するよう求める。</p> <p>(理 由) 国民健康保険は2018年4月から「財政運営の責任を負う主体は都道府県」としつつ、「運営に関する業務は都道府県と市町村が適切に役割分担を行う」都道府県単位化に移行される。 国民健康保険制度は社会保障として、国民皆保険制度の根幹をなす制度であり、新たな制度のもとでの保険料や国保運営等について、国保加入者、県民は大きな関心を寄せている。 また国民健康保険料は、ほかの税、社会保険料よりもはるかに高額となっており、国保加入者の暮らしやいのちを脅かすものとなっている。 三重県も認めているように、国保加入者は高齢者や低所得者の割合が高く、構造上、厳しい財政運営にならざるを得ない状況にある。だからこそ国庫負担の増額が必要である。 すでに三重県の市町の国保保険料は、東京都23区をはじめとした大都市圏よりも高い保険料となっており、滞納世帯の割合が18.2%（全国5位）と滞納世帯が大変多い県となっている。 今後三重県においても市町とともに協議しながらさまざまな準備を進めていることだと思う。 この状況の中でわたしたちは、請願する。</p>	<p>津市観音寺町429－13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳 ほか1,063名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚</p>	29年・11月
請 43	<p>(件 名) 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求めることについて</p> <p>(要 旨) 1 診療報酬の連続引き下げは行わず、適正な水準を確保すること。</p>	<p>津市柳山津興1535－23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p>	29年・11月

	<p>2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。</p> <p>3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>現在、政府の各種審議会で、平成30年度の診療報酬の改定に向け、検討がすすめられているところである。</p> <p>厚生労働省は11月8日の中央社会保険医療協議会の総会と調査実施小委員会で、2018年度診療報酬改定の基礎資料となる「第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)」の結果を公表。2016年度の一般病院1施設当たりの損益差額の構成比率は、全体ではマイナス4.2%で、2015年度よりも0.5ポイント赤字幅が拡大したことが明らかになった。</p> <p>安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ医療提供体制が整えられて、国民生活を支えることができる。</p> <p>また、公立病院への交付税算定基準を許可病床から稼働病床に切りかえたことによって、地方交付税による財政措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっており、医師・看護師不足のために閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も懸念される。</p> <p>県内医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねない。</p> <p>よって、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、3点の措置を講ずるよう、国に対して意見書を提出するよう請願する。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>山本里香 岡野恵美 稲森稔尚</p>	
<p>請 44</p>	<p>(件名)</p> <p>介護報酬を引き上げ、介護サービス提供体制の充実と介護労働者の処遇改善を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>1 介護報酬の引き上げを行い、適正な介護報酬水準を確保し、介護サービス提供体制の充実を</p>	<p>津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 山本里香</p>	<p>29年・11月</p>

	<p>図ること。</p> <p>2 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じ、賃金水準の引き上げを図ること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。</p> <p>(理 由)</p> <p>超高齢化を迎え、地域包括ケアシステムの構築は待ったなしである。しかし、介護報酬の引き下げが連続するなかで、介護事業所の収益が減少し、赤字経営も増え、倒産件数も昨年度過去最大となっている。</p> <p>また、介護労働者の賃金が全産業労働者よりも月額平均10万円も低くなっているところから、介護事業所の人材確保は「募集してもほとんど応募がない」という深刻な状況となっている。</p> <p>今、2025年の団塊の世代が後期高齢者を迎えるにあたって、地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築が急がれているところであるが、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのためには、介護サービス提供体制の充実が欠かせない。</p> <p>介護労働者の処遇について、政府は処遇改善加算を実施してきたが、本体の介護報酬の引き下げのなかで、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」でも平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていない。</p> <p>政府による、来年度の介護報酬改定ではマイナス改定が検討されているが、連続の報酬引き下げは、介護事業所の経営と介護労働者の処遇をさらに悪化させることが懸念される。</p> <p>地域包括ケアシステムの充実、介護人材確保・離職防止のためには、介護報酬の引き上げと抜本的な処遇改善策が欠かせない。地域に安心の介護提供体制を築くために、上記の項目について国に対する意見書の提出を求めて請願する。</p>	<p>岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	
--	---	----------------------------	--

質 疑

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、議案第134号から議案第173号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。14番 濱井初男議員。

〔14番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○14番（濱井初男） 皆さん、おはようございます。

今年の10月の台風第21号及び第22号、これでは県内に大変多くの災害をもたらしました。改めて、犠牲になられましたお二人に対しまして哀悼の意を表させていただきますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げさせていたいただきたいと思います。

超大型の台風第21号でございました。三重県には上陸はいたしませんでしたが、大変な豪雨で伊勢市や玉城町をはじめ、河川の氾濫等によりまして多数の浸水被害が発生いたしましたし、また県内各地で土砂災害や農地等が被災いたしました。11月24日現在で、住宅被害としましては全壊が鳥羽市で1棟、半壊等が伊賀市、伊勢市、玉城町、御浜町でございました。これ、181棟と聞いております。また、床上浸水や床下浸水合わせて2000棟を超えるということをお聞きしております。

三重県では、10月26日に伊勢市に、そして翌27日には玉城町に災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が決定されたところでございます。伊勢市の人口規模で床上浸水300戸以上、玉城町では床上浸水150戸以上の基準に達しているということでございました。平成23年の紀伊半島大水害以来6年ぶりでございます。これによりまして、市町が支出しました避難所設置費などに対して国と県が負担、大規模半壊世帯などに対して支援金、また住宅再建をされれば、それに応じた支援金が支給されることとなります。

また、知事が8日と9日に、リーダーシップを大変発揮されまして、台風に関して国に財政支援を求めていただいた結果、11月21日には台風第21号による農業被害が激甚災害に指定されたところでございます。のり面が崩れるなどの農地被害や農道、ため池、水路等の農業施設及び林道の被害が対象となっております。県の過去5年集計で国庫補助率は、通常82%であるところが95%に引き上げられることとなります。また、一部負担をしています農業者の負担軽減にもつながってくるということでございまして、本当によかったなど、こんなふうに思っているところでございます。

さて、議案第173号の平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）は、

台風第21号及び第22号の被害の早期復旧等を図るために、緊急に必要な経費として84億1205万5000円を計上しております。被災されました方々への支援として災害救助対策事業、三重県災害見舞金、そして災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援として7212万6000円が計上されているところでございます。この中で、住居の全壊や半壊、床上浸水などの被害に遭われた世帯に対しまして、三重県独自の制度として、全壊10万円、半壊5万円、そして床上浸水に2万円という制度をつくりまして、三重県災害見舞金として2811万円を計上しておりますが、どのような積算の考え方なのかを防災対策部長に、まずお聞きしたいと思います。

○防災対策部長（福井敏人） 災害見舞金の積算の考え方についての御質問であります。答弁いたします。

10月に発生した台風によりまして、家屋の浸水被害が伊勢市や玉城町を中心に県内各地で発生をし、甚大な被害が生じたところであります。県といたしましては、被災者の皆さんが一日も早くふだんの生活を取り戻すことができるよう、市町や関係機関と連携をいたしまして、全力を挙げて復旧に向けた取組を進めているところであり、支援策の一つとして三重県災害見舞金制度を新たに創設することとしております。

この災害見舞金制度は、県内いずれかの市町に被災者生活再建支援法が適用される災害が発生した際に、その災害により全壊、半壊または床上浸水した住家に居住する世帯に対しまして支給するものであります。見舞金の額は、御紹介ありましたように、全壊が10万円、半壊5万円、床上浸水2万円としております。

そして、台風の被害状況であります。これも御紹介をいただきました。11月24日現在で全壊が1棟、半壊等が181棟、床上浸水が688棟となっております。

今回の補正予算におきましては、紀伊半島大水害の際にも、発災直後に把握しておりました被害が調査の結果、件数が増加をいたしましたし、また被害の程度も床上浸水から半壊となったものも多くあったことから、こうし

た過去の例を参考に、予算の不足を生じないように、必要額として2811万円を計上しております。

以上であります。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） ありがとうございます。

東紀州の災害のときの経験を生かして、今回予算に組み入れとるということでもございますし、これ、住家被害を受けました被災者に対して市町とともに見舞金を支給するとなっております。つまり、市町が独自に見舞金を支給することが条件となっております。県内いずれかの市町に被災者生活再建支援法が適用された災害を支援すると。伊勢市、玉城町に適用されておるといことから該当するわけでありませうけれども、今回見舞金の支給対象となる市町の数は県内29市町のうちいかほどなのか、お伺いしたいと思いますし、また住家被害が生じた世帯とは、同一家屋に異なる世帯が住んでいらっしゃる場合もあります。その場合は、それぞれの世帯が三重県災害見舞金の支給対象となるのか、そういうふうに解しているのかお伺いさせていただきます。

○防災対策部長（福井敏人） 今回の災害では、全半壊または床上浸水が発生をした市町は15市町ございまして、県内各地で被害が発生したところであります。この15市町は全て市町の見舞金制度でもって支給するというふう聞いております。

もう一つ、世帯分離の関係であります。災害見舞金につきましては、個々の生活実態をもとに、同一生計かどうかということで判断をすることとしておりまして、世帯分離が行われている場合はそれぞれの世帯に対して支給するというふうにご考えております。この取り扱いにつきましては、被災者生活再建支援法に準じた取り扱いでございまして、内閣府も同一の見解を示しているところであります。

以上であります。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） 県内15市町ということでございます。今後も今以上に、対象世帯が増加することも考えられるわけでございます。見舞金の支給については、被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されているかどうか、あるいは市町が独自に見舞金を支給しているかどうか十分精査しながら、ぜひ市町と連携、連絡を密にさせていただきたい、そして一刻も早く被災者の手に届くよう、手続を進めていただきたいと思います。リエゾンという形で、現地のほうへ赴いていただいている方がいらっしゃいますので、そういう方がしっかりと連携とりながらやっていただきたいと思います、このように思います。

次に、社会基盤の早期復旧として道路、河川、砂防施設等の復旧、農林水産施設等の復旧、社会福祉施設等の復旧、県有施設等の復旧に合わせて83億3992万9000円が計上されております。被災した道路、河川、砂防施設等の復旧を行うためとして、災害復旧事業に56億9000万円が計上されているところでございます。この公共土木施設の被害額は、県管理施設で計85億1000万円とお伺いしておりますけれども、この差はなぜなのか。当初予算計上分、約30億円だったと記憶しておりますけれども、その執行残や災害復旧事業の予算措置からの考え方によるものと推測できますけれども、被害額と災害復旧事業額の差についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、台風第21号等による公共土木施設の被害額と補正予算の災害復旧事業費との差について、お答えをさせていただきます。

まず初めに、本年度の災害復旧事業の執行予定について御説明をさせていただきます。

災害復旧事業は、被災年を含め、原則3年以内で完成させることとなっております。国からの負担金は例年、被災した年度には被害額の8割程度が国で予算措置され配分されることから、今年度も同様と想定をしております。

このようなことから、今回の台風による公共土木施設の被害額は85億1300万円となっておりますが、この被害額の8割である68億1000万円を本年度の執行予定額と見積もっております。

次に、災害復旧事業費について御説明をさせていただきます。

当初予算では、先ほど議員からも御紹介がありましたが、その年度に発生する災害に対応する経費として、災害復旧事業費30億円をあらかじめ予算措置しております。台風第21号以前に発生した災害に対応するため、その一部を既に執行しており、未執行額、残額は11億2000万円となっております。

本年度の執行予定額68億1000万円から未執行の11億2000万円を差し引いた差額、56億9000万円を今議会の災害復旧事業費として提案させていただいております。

以上でございます。

〔14番 濱井初男議員登壇〕

○14番（濱井初男） 早期復旧を可能とするために、初年度に8割、そして2年後に99%、3年後に100%。これは標準として予算措置されておりますので、そういうことだと思います。

また、当初予算から4月から9月執行済み額を控除した残額もあることからの違いだということはわかりました。

公共土木施設の早期復旧のために、知事が国に対して査定の簡素化を要望されました。これによりまして現場を視察せずに査定できる、いわゆる机上査定申請限度額を現在の300万円から600万円にかさ上げしていただきました。11月10日だったと思いますけども。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法ですけども、これは事業着手について制約するものではなかったのじゃないかなと思いますので、予算の確保、やっぱりきちっとしていかなあかんですから、知事、頑張っていただいたんですけども、それで被災箇所の早急な復旧は、また施設管理者の責務でもございますので、事業者の手配とか大変なこともあると思いますけども、ぜひ可能な限り事業を進めていただきますよう要望させていただきまして、私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 29番 小林正人議員。

〔29番 小林正人議員登壇・拍手〕

○29番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自民党、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

それでは早速、通告に基づきまして質疑をさせていただきたいと思います。

私のほうからは、議案第134号平成29年度三重県一般会計補正予算（第6号）の民生費の中の社会福祉費についてお聞きしたいと思います。

今回、この中で低所得者等援護対策費として971万円余り増額の予算が計上されておりますが、話をいろいろ聞きますと、これは国へ補助金を返還するための予算であるとのことであります。このことについては、支援が必要な方が多数おられて、予算がないから救護、支援ができないということでは困るので、前年度に概算で補助金を受け入れ、今回精算ということになるので、当然差額が生じ返還額が出るということは理解できます。

その上で、今回返還する低所得者等援護対策費の中に、生活困窮者自立支援事業で約300万円というものがあります。この事業については、平成28年度生活困窮者の生活保障と自立支援という中で、就労支援を行う生活困窮者の数が年度目標が375人に対して280人と、達成状況は0.75でありました。そのためかどうかちょっとわかりませんが、返還額全体の約3分の1をこの事業費が占めております。

このことからどういった事情でこの事業の執行残が多かったのか、またもう少し有効に活用できなかったのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（田中 功） 2点、御質問をいただきました。順次、お答え申し上げます。

まず、平成28年度におきます生活困窮者自立支援事業についてでございますけれども、県では生活困窮者自立支援事業につきまして、福祉事務所を設置しています多気町を除く郡部14町を所管地域として事業を実施しております。平成27年年度は当初予算額3207万5000円を計上しておりましたが、その実績額は2759万6000円となり、447万9000円の執行残が生じました。このため、この事業経費の一部財源として受け入れておりました国庫補助金2316万

6000円のうち291万9000円を国に返還することとなり、これを償還金として今回の補正予算に計上しております。

執行残に伴います返還額の状況につきましてですが、まず生活困窮者からの様々な相談に応じ、就労による経済的な自立に向けた支援を行います。自立相談支援事業において、企画提案コンペ方式の入札により契約額が予算額を下回ったことなどから100万4000円の返還額が生じております。

また、家計管理に問題を抱える方への家計相談支援事業で95万2000円、直ちに就労が難しい方への就労体験を提供する就労準備支援事業では、41万6000円、離職により住宅を失った方への家賃費用を負担します住居確保給付金では、35万4000円の返還額が生じております。

次に、生活困窮者自立支援事業について、就労支援にかかる目標が達成されていないことについてでございますけれども、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画におきまして、生活困窮者の生活保障と自立支援の取組の活動指標としまして、就労支援を行う生活困窮者の人数を掲げております。

これは、福祉事務所設置自治体であります県及び市町で実施します自立相談支援事業において就労支援を行った人数でございます。平成28年度は、前年度の実績270人を10人上回ります280人となりましたけれども、目標値であります375人を達成することはできませんでした。

この就労支援の実績につきましては、その前提となります県内の自立相談支援事業の新規相談件数が前年度と比べ減少する中で、大きく伸びなかったものであると考えております。

一方、本県の新規相談件数は全国平均を上回っておりまして、また、ほかの支援事業の実績も前年度を上回るなど、生活困窮者の相談を受け付け、個々の状況に応じた支援に着実に取り組んでいるところでございます。

県としましては、引き続きまして県所管地域について、相談窓口として設置しております三重県生活相談支援センターを中心に、町や民生委員等の関係機関との連携によりまして対象者を的確に把握して相談に応じるなど、生活困窮者への支援を実施してまいります。

また、生活困窮者支援に関する課題の把握や情報共有、相談支援員や就労支援員に対する研修等を行うとともに、市町福祉事務所設置自治体との連携を密にして、県内全域における生活困窮者に対する支援の充実強化を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ありがとうございます。

大変懇切丁寧に御説明いただいたので、これ以上、追及はいたしませんけれども、しかしながら今現在の県が負担をしておる生活保護にかかる扶助費でありますけれども、年間で大体29億円と大変大きい額を占めております。もちろん、この中には高齢者が占めるウェートが非常に大きいというのは承知しておりますけれども、先ほど健康福祉部長の答弁にもありましたように、一人でも就労によって自立できる方が増えれば、このような県の財政状況も少しは助かるのではなかろうかなと、そのように思いますので、今後も引き続き努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第173号平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）の中の、三重県災害見舞金と社会基盤の早期復旧についてお聞きしたいと思います。

この補正は台風第21号及び台風第22号にかかる被害の早期復旧等の経費であり、一刻も早い対応が必要であると思っております。

県内の被害状況ですが、先ほども濱井議員のほうからも御説明がありました。人的被害としては死者2名、重軽傷者13名、住宅被害では、住家の全壊が1棟、半壊が181棟、床上浸水が13市688棟、床下浸水が21市町1328棟とのことであります。また、公共土木施設の被害ですが、全体で約113億円、県管理施設では約85億円であり、県管理道路で95カ所、29億円、河川で194カ所、約50億円、砂防17カ所で約3億8000万円、海岸で1カ所7000万円、公園で2カ所、1億7000万円でありました。このほかにも農林水産関係や学校関係等、かなり被害が出ております。

そこで、まず三重県災害見舞金約2800万円についてであります。先ほど濱井議員のほうから積算、またはその適用については質問があつて、健康福祉部長に、御答弁いただきました。私のほうからは、この床上浸水以上が今回の対象となるということでございますけれども、かなりの件数があります。

そこで、被災者の手元まで確実かつ早急に届くよう、いわゆる受援体制等、基本的には市町の問題であると思いますが、どのように取り組まれるのか、またこの被害の調査、あるいは査定はどこが行うのか、委託されるのであればどこに、その料金はどこが負担されるのか、お聞きしたいと思います。

また、住民生活に直結する道路、河川、砂防等、社会基盤の復旧ですが、国の補助を受ける事業が多いことから、早期に取り組めるよう、これも先ほどお話がありました、知事を中心に国に机上査定申請限度額の引き上げ等、査定の効率化を図る要望をされ、現状300万円のものが、先ほどは600万円ということでしたけれども、私は900万円というふうに聞いておるんです。どっちが正しいのかわかりませんが引き上げられたと。このことに関しては大変評価をさせていただいておりますが、具体的に今回、複数箇所の復旧工事を早期に完了させるのに、例えば優先順であるとか工程であるとか事業者の確保等も含めて、そのプロセスをどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○防災対策部長（福井敏人） 災害見舞金をできるだけ早く支給するための対応と、そして被害認定調査の方法についてということで御質問いただきました。答弁させていただきます。

災害見舞金を早期に支給するためには、その根拠となります家屋被害認定調査を速やかに実施することが重要です。このため県においては、被害の大きかった伊勢市と玉城町に、11月3日から14日までの12日間で延べ121人の応援職員の派遣を行い、迅速な調査の実施に協力をし、大半の被害認定調査が終了したところであります。

被害認定の調査方法は、内閣府が策定いたしました災害に係る住家の被害認定基準運用方針に基づき、自治体職員が個別調査を行うこととなってい

ます。

このため県におきましては、毎年、県と市町の職員を対象に、被害認定調査員の養成研修を実施しており、研修受講者や過去に調査経験のある職員のリストを作成するなど、迅速な被害認定が行える体制の整備に取り組んでおります。

災害見舞金については、一日も早く被災された方にお届けしたいと考えており、市町の協力もいただきながら、補正予算の議決をいただいた後、速やかに手続を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、私から初めに災害復旧事業の優先度の考え方についてお答えさせていただきます。

国の補助事業である災害復旧事業では、災害査定を受けた後に工事に着手することになります。しかし、通行不能になっている道路でありますとか、人家などが危険となっている河川の復旧工事については、国との協議が整えば災害査定前に工事着手ができる、応急本工事として最優先で取り組んでいきたいと考えております。

また、次期出水期までに完成する必要がある河川でありますとか、片側交互通行の道路についても優先的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、施工業者の確保でございます。災害復旧工事の発注に当たっては、早期の現場着手のため、指名競争入札を行いたいと考えております。指名をするに当たりましては、現場に配置可能な技術者の状況を確認し指名業者を決定するなど、施工業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、近接の複数の工事をまとめて一つの契約とするなど、発注件数の削減にも取り組んでいきたいと考えております。

なお、机上査定効率化でございますけれども、通常ですと300万円未満が机上査定になっていたところですが、今回の要望等も御理解いただいて、600万円加算して900万円以下のものが机上査定となるように、効率化が進められることになりました。

以上でございます。

[29番 小林正人議員登壇]

○29番(小林正人) ありがとうございます。

まず、見舞金に関してですけれども、自治体職員の方々がいることとしまして、この被害認定調査員というあれも取られているということで理解しますけれども、今回、床上、床下、半壊と非常に件数も多いんで、なかなかその査定において微妙に難しいところも出てくるかと思いますので、例えばですけれども、土地家屋調査士会とかそういうところにも協力を依頼して迅速に対応していただければなというふうに思うところであります。

それから、社会基盤の復旧に関しても理解をいたしました。今後、できる限り早期に全ての工事が完了できるよう、努力していただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○議長(舟橋裕幸) 5番 岡野恵美議員。

[5番 岡野恵美議員登壇・拍手]

○5番(岡野恵美) 日本共産党、津市選出の岡野恵美でございます。議案第151号三重県国民健康保険条例案について伺います。

この三重県国民健康保険条例の制定は、2015年、平成25年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案が通常国会で可決されたことによるものです。この法律は平成30年度、すなわち来年4月1日から、国民健康保険の財政運営を市町村から都道府県に広域化することに伴うもので、1958年、昭和33年に国民健康保険法がつけられて以来の大きな改変となるものです。

そこで、まず本質的な部分について三重県の考え方をお聞きします。

当局の資料によりますと、三重県の国民健康保険の被保険者数は2015年9月現在44万2310人で、被保険者のうち60歳から74歳までが56.1%を占め、また無職者世帯が42.3%であることから、高齢者や低所得者の加入割合が高いと分析されております。

さらに市町間の格差が大きく、2015年度一人当たり保険料が三重県で最も高いのは木曾岬町で10万8975円、低い自治体は大紀町で6万1421円と格差は実に1.77倍になっております。

そこで、多くの県民は広域化によって、これ以上国民健康保険料が高くなっては困る、できれば下げしてほしいと願っております。知事はこの県民要求にどう応えるのか、まずお伺いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 国民健康保険は、ほかの医療保険制度に加入していない方を受け入れておりまして、全ての住民が一定の自己負担で、どこでも安心して医療を受けられる国民皆保険を支える重要な基盤となっております。

しかし、議員から御紹介もありましたように、国民健康保険の加入者、被保険者は高齢者や低所得者の割合が高く、なおかつ運営単位が市町村であったことから、規模の小さい市町村、保険者は財政運営が厳しく、不安定になる傾向が強くなってまいりました。

このような中、先ほど議員から御紹介がありました法律、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月に成立し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国民健康保険の運営につきまして中心的な役割を担うこととなりました。

県としまして、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくためには、29市町の保険者と一緒になって医療費の適正化や財政運営の健全化に取り組むことが重要であるとの認識のもと、県議会の御意見も伺いながら市町とともに検討を進めてまいったところでございます。

このたび、その検討を踏まえて、県条例で定めることとされている項目につきまして条例案を提出させていただいたところでございます。

また、住民や市町に制度改正による財政負担の増を生じさせないために、国と県により激変緩和措置を講じるなど財政面での支援措置につきましても的確に対応していきたいと考えております。

今後も、住民や市町に不安や混乱が生じないように、引き続き県内29市町と十分協議を重ねながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 知事の見解はいかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 今、医療対策局長が答弁いたしましたとおりであります、その制度改正による負担の増がないように市町と連携をして、しっかり取り組んでいくということが大事だというふうに思っております。

一方で、医療費全体が上がっていている、あるいは保険者の方の数が減るといようなこともありますけれども、いずれにしても今申し上げましたとおり、制度改正による負担の増がないようにしっかり取り組んでいくことだと思えます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 知事が答弁していただいたように、県民の皆さんはこれ以上、高くしないでほしいというふうなことを切実に願っております。

この条例では出ておりませんが、国民健康保険の運営方針の中で、このことについては具体的に出されておりますので、これについては細かに知事の答弁も受けまして、委員会で山本里香議員のほうから質疑をさせていただきたいと思えます。

それでは、県としてできることを次に2点伺いたいと思えます。財政支援をもっと増やすよう国に求めているいただきたいということが第1点。それから、二つ目は三重県国民健康保険条例案第4条の国民健康保険運営協議会について、委員の公募をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 2点、御質問いただきました。順次、お答えをさせていただきます。

国民皆保険制度の最後の砦と言われます国民健康保険制度につきましては、保険給付費の給付に必要な財源を加入者の保険料のみで賄うのではなく、社

会保障制度の一環としまして、国、都道府県も負担を行うこととして、5割の公費負担を維持することとしております。低所得者の多い保険者への財政支援を行うなど様々な財政支援策が講じられてきております。

平成30年度以降の国民健康保険制度の改正に際しましては、国が3400億円の財政支援を行うことが、平成27年2月に国と地方の協議の場でございます国保基盤強化協議会で合意されております。そのうち1700億円につきましては平成27年度から措置されており、平成30年度からは保険者の取組等に対する交付金等としまして、さらに1700億円が措置される予定となっております。

県としましては、平成30年度以降の1700億円につきましても確実に実施するよう要望を行っているところでございます。

なお、国の財政負担が減ってきたといわれる経緯の中には、三位一体改革により、保険給付費に対します国庫負担金の一部が都道府県へ税源移譲されまして、同規模の都道府県負担金が予算化された影響がございます。こうした都道府県の支出と合わせますと、被用者保険からの前期高齢者支援金を除いた5割が公費による負担となっておりまして、5割の公費負担はこれまでどおり維持されていると考えております。

さらにこれらに加えまして、高額医療共同事業や低所得者数に応じた保険者支援制度などに対する公費支援もございまして、被用者保険からの前期高齢者支援金を除いた6割程度が公費による負担となっております。

次に、国民健康保険運営協議会の委員についての御質問でございますけれども、国民健康保険運営協議会の委員は、国民健康保険法施行令第3条で、被保険者でございます住民の方を代表する委員、それから保険医または保健薬剤師を代表する委員、それから公益を代表する委員、被用者保険者等保険者を代表する委員をもって組織すると定められております。

平成30年度以降は県も保険者の一員として加わり、29の市町と一緒に三重県の国民健康保険を運営していくこととなりますことから、被保険者である住民の方を代表する委員につきましては、29市町の運営協議会を代表

する被保険者の中から地域に偏りがないように、3名ずつ3年間での委嘱を行ってまいりたいと考えております。

なお、運営協議会準備会につきましては、四日市市、大台町、尾鷲市の運営協議会から被保険者代表の委員が参加いただき、運営方針案等の御審議をいただいているところでございます。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 御説明をいただきました。

財政支援についてはいろいろと努力をしまして、国と地方公共団体、都道府県合わせて5割の負担だというふうなことをおっしゃいますけれども、しかし実際には国民健康保険そのものが当初できたときから、自営業者とか、それから年金生活者などの保険としてつくられてきて、さらにそれが職業構造も随分変化をしてきて、どんどんとその中で低所得者層が増えてきたというのが実態だと思うんです。

そこで国は基盤の弱い保険ですから、当初は1983年ごろ、私は記憶しておるんですけども、中曽根内閣の臨調行政改革というのがありまして、社会保障費が削減されてくると同時に、国民健康保険の国庫支出金の割合は当初5割だったものが急激に減らされまして、私は1980年代の後半には30%台になったというふうに記憶しております。

さらに2007年には25%と、国の負担割合が非常に減らされて半分になってしまったというふうに思っております。そのために、その国民健康保険料が高過ぎて払えないという方、国庫負担金が減った分が上乗せをされるという形で、当然市町村の財政も厳しくしてきているというような実態がありますし、国民健康保険の加入者がそのために高い保険料を余儀なくされるというようなことに見舞われたんだというふうに思うんです。

当局の資料をいただいたのを見てみますと、2002年の収納率が92.16%だったものが2009年に88.82%まで落ち込んでおります。現在は持ち直しつつあるということですが、それでも2015年度の収納率は最高97.56%から最

低88.77%で、県下の自治体間で8.79ポイントの格差があるようにお見受けいたします。

そこで、私は国に対して負担を増やすように求めているということとあわせて、県でも財政支援すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。さらに、市町に対しても一般会計の繰り入れを認めていくべきではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 現在、住民や市町に不安や混乱が生じないよう協議を進めておりまして、議員のほうから御指摘がありました点につきましても、市町と十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

それから、一般会計からの繰り入れにつきましては、これは決算補填金としての一般会計の繰入金については、6年をかけて順次削減していくということで、すぐさま市町からの削減を求めておりませんが、計画的に、段階的に繰り入れの額を減らすことが財政運営の健全化につながるというふうに考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 一応、国の計画に従ってというか、それで広域化というふうになってきたわけですが、しかし住民の皆さんにとってはすごく厳しい中で国民健康保険料を払っているというのが実情でありまして、先ほども御答弁いただきましたけど、6年間で一般会計からの繰り入れについても、市町についても減らしていくというような国の基本方針がそのまま持ち込まれるような御答弁でございますので、この点についてもやっぱり改善策を図っていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そして、私は国民健康保険は国民同士の助け合いの制度ではなくて、発足当初から社会保障制度として確立してきたものであるし、一部そのことについては生きているわけでありまして。したがって、国は国民皆保険制度を守るためにも、その責任を果たすべきだというふうに思っております。今のまま

では根本が変わっておりませんので、県単位になったとしても、広域化されたとしても、これ以上、三重県自身もやっていけないというようなことがおおむね出てくるのではないかなというふうに思うんです。根本的なところの改善策をこれからも国に強く求めていただきたいというふうにも思います。財政支援をするように求めていくということが、今の自治体にとって県民を守る、そういうことであって、ふさわしいことではないかなというふうに思うんです。

また、三重県が財政運営を握るということになったわけですから、この際、県民の声を国民健康保険運営に生かすシステム、住民代表は29市町から公平に選ばれるというふうなことを御答弁いただきましたけれども、住民代表として公募でもって国民健康保険の運営に参加するような、そういうシステムを作っていただくというのも県の独自性として必要ではないかなというふうに思うんですが、再度、この点については御検討をお願いいたしまして、時間がきましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 以上で、議案第134号から議案第173号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第134号から議案第173号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
1 6 0	損害賠償の額の決定及び和解について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
1 5 2	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
1 6 1	損害賠償の額の決定及び和解について
1 6 2	三重県総合博物館の指定管理者の指定について
1 6 3	三重県立美術館の指定管理者の指定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
1 7 1	公立大学法人三重県立看護大学定款の一部変更について
1 7 2	地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
1 5 6	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
1 5 8	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター水処理機械設備工事）

159	財産の処分について
164	鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について
165	熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について
166	大仏山公園の指定管理者の指定について
167	北勢中央公園の指定管理者の指定について
168	亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について

教育警察常任委員会

議案番号	件名
169	三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について
170	三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
134	平成29年度三重県一般会計補正予算（第6号）
135	平成29年度三重県債管理特別会計補正予算（第2号）
136	平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
137	平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
138	平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）
139	平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）

1 4 0	平成 2 9 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 1 号）
1 4 1	平成 2 9 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
1 4 2	平成 2 9 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
1 4 3	平成 2 9 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
1 4 4	平成 2 9 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 1 号）
1 4 5	平成 2 9 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
1 4 6	平成 2 9 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 4 7	平成 2 9 年度三重県水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 4 8	平成 2 9 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
1 4 9	平成 2 9 年度三重県電気事業会計補正予算（第 2 号）
1 5 0	平成 2 9 年度三重県病院事業会計補正予算（第 2 号）
1 5 1	三重県国民健康保険条例案
1 5 3	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
1 5 4	三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
1 5 5	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
1 5 7	当せん金付証券の発売について
1 7 3	平成 2 9 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）

先議議案の審査期限

○議長（舟橋裕幸） この際、お諮りいたします。

議案第173号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、11月29日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明29日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明29日は休会とすることに決定いたしました。

11月30日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時46分散会